平成２８年（フ）第１０５７号
さいたま市南区根岸１丁目２番11号402
債務者　吉田麻衣子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０９７号
埼玉県和光市白子３丁目29番25―902号　グランフィル和光
債務者　柴田麻衣子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６０号
埼玉県加須市花崎４丁目23番地４　コーポ花咲Ａ棟101
債務者　阿部　幸恵（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４９１号
埼玉県春日部市谷原２丁目７番地２　フォレスト春日部103、旧住所埼玉県三郷市半田418番地１　エフローレ新三郷216―721号
債務者　佐藤　孝子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５７号
埼玉県熊谷市下奈良773番地10　熊谷下奈良住宅１―108
債務者　相原　美宝
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１０３号
新潟県南魚沼市六日町32番地
債務者　上村　貴子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第６８１号
堺市北区百舌鳥梅町１丁158番地
債務者　柴原佐知子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７２３号
堺市北区野遠町110番地10　松南荘221号
債務者　半田　英樹
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
三重県松阪市嬉野中川町1847番地１　ハイム中川Ⅱ105号室、前住所和歌山県日高郡日高町大字萩原1192番地の１　日栄ハイツ２―７号室
債務者　櫻井　博義
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２８年（フ）第２８４号
大分市大字松岡3953番地の１
債務者　太田由紀子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第１９５０号
名古屋市中区金山１丁目15番10号
破産者　株式会社ユタカ
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９７号
広島県呉市広多賀谷２丁目２番９号
破産者　株式会社明倫興業所
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第７７６号
宮城県塩竈市桜ケ丘10番25―405号
破産者　有限会社みやぎステンレス
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
京都府舞鶴市字西86番地
破産者　有限会社柴田光雄商店
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
栃木県小山市大字雨ケ谷791番地27
破産者　株式会社オートセンサー
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第６０号
群馬県桐生市相生町５丁目569番地
破産者　株式会社オギマサ
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１５５号
新潟県長岡市栃尾大町１番８号
破産者　有限会社大宗建工
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１３９９号
札幌市中央区南３条西７丁目６番地１　エステラ南３条館Ａ1002号
破産者　古澤　宏幸
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部